

洋野町地域おこし協力隊設置要綱

平成 28 年 4 月 1 日洋野町告示第 36 号

(設置)

第 1 条 人口減少や高齢化等が進む本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、定住・定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務事務次官通知。)に基づき、洋野町地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(協力隊の活動)

第 2 条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動に従事する。

- (1) 地域間交流及び移住促進に関する活動
- (2) 観光の振興に関する活動
- (3) 地域の情報発信に関する活動
- (4) 地域資源(観光・特産品)の発掘、振興に関する活動
- (5) 農林水産業の振興に関する活動
- (6) その他町長が必要と認めた活動

(隊員の任用)

第 3 条 隊員は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者のうちから、町長が任用する。

- (1) 生活の拠点を、3 大都市圏をはじめとする都市地域等(条件不利地域を除く。)から洋野町内の活動地区へ移し、住民票を移動する者
- (2) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者
- (3) 心身が健康で、かつ、隊員としての活動に意欲と情熱を持っていると認められる者

2 前項の規定により任用された隊員は、速やかに町内へ住民票を異動するものとする。

(任用期間)

第 4 条 隊員の任用期間は、12 箇月以内とし、最長 3 年まで延長することができるものとする。

2 町長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合若しくは特別の事由がある場合には、任用を取り消すことができるものとする。

(活動に関する経費)

第 5 条 町長は、第 2 条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(勤務条件)

第6条 隊員の勤務時間、休日休暇その他の勤務条件及び服務については、洋野町非常勤職員取扱要領(平成22年洋野町訓令第3号。以下「取扱要領」という。)の規定による。

(報酬)

第7条 隊員の報酬は、取扱要領の規定に基づき、予算の範囲内で町長が定める額とする。

(社会保険等の加入)

第8条 隊員の社会保険等の加入については、取扱要領の規定による。

(公務災害補償)

第9条 隊員の公務災害補償については、取扱要領の規定による。

(守秘義務)

第10条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(町の役割)

第11条 町は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 活動に関する総合調整
- (2) 関係機関との調整及び町民への周知
- (3) 任用期間満了後の定住支援
- (4) その他円滑な活動に必要な支援

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。